

長浜市議会基本条例の検証手順

本市議会の運営原則、議員の活動原則等を定めた長浜市議会基本条例では、第26条で「基本条例の目的が達成されているかどうかを検証する」と規定されています。検証については、平成29年に一度実施されています。

●平成29年の検証結果

- ・要検討：正副議長選挙の透明化、自治法96条第2項による議決事件の追加、政策討論、議員定数、議員報酬の5項目
- ・改善・拡充：意見交換会、積極的な議案の提出の3項目
- ・継続：21項目

平成29年の検証後、基本条例の検証がされていないため、次ページの手順に基づき検証を行います。なお、検証は令和5年末までを目途に実施する予定です。また、検証後、整理された「議会運営での課題」については、議会活性化検討委員会を再度立ち上げ、検討を進める予定です。

<長浜市議会基本条例>

(見直手続)

第26条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講じるものとします。

1. 検証手順、スケジュールの決定

- ① 基本条例の検証手順・スケジュールを決定【議会運営委員会】
- ② 検証手順・スケジュールを報告・周知【全員協議会】
- ③ 外部有識者による全議員を対象とした研修会を開催



2. 議員による検証

- ① 議員各自が検証を行うための検証チェックシートを決定【議会運営委員会】
- ② 検証チェックシートを用いて議員各自が自己検証を実施⇒会派内で取りまとめ
- ③ 各会派、無会派議員からの検証結果を取りまとめ【会派代表者会議】



3. 検証結果のとりまとめ

- ① 会派代表者会議で取りまとめられた検証結果について協議。
(検証結果中間案を作成)【議会運営委員会】
※検証結果中間案の作成にあたり、外部有識者から助言をいただく。
- ② 検証結果中間案について、議員各自が内容の確認を実施⇒会派内で取りまとめ
- ③ 各会派、無会派議員からの中間案の確認結果を取りまとめ【会派代表者会議】
- ④ 会派代表者会議で取りまとめられた中間案の確認結果を踏まえ、検証結果を確定
【議会運営委員会】
※検証結果の確定にあたり、外部有識者から助言をいただく。



4. 公表等

- ① 検証結果の報告【全員協議会】
- ② 『議会だより』及びホームページにて検証結果を公表



※議会活性化検討委員会において検証結果を踏まえ、議会改革・議会活性化を推進

長浜市議会基本条例検証スケジュール

